

郡上市告示第27号

郡上市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱を次のように定める。

令和8年2月27日

郡上市長 山 川 弘 保

郡上市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、業務の公正かつ適正な執行を確保し、行政サービスの質の向上を図るとともに、犯罪の防止及び職員への不当な圧力の排除を目的として庁舎等に設置する通話録音装置の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎等 市の事業又は事業の用に供する建物及びこれに附属する建物をいう。
- (2) 通話録音装置 電話機での通話内容等を録音し、又は記録する装置をいう。
- (3) 通話記録 通話録音装置により記録された音声、通話日時等の電磁的記録をいう。

(管理責任者等)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、庁舎等管理担当課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うに当たり必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。
- 3 管理取扱者は、管理責任者が指名した者をもって充てる。

(個人情報保護)

第4条 管理責任者及び管理取扱者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び郡上市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年郡上市条例第27号）を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

(通話録音装置の設置等の公表)

第5条 管理責任者は、通話録音装置の設置及びその利用目的等について、市のホームページ等において公表するものとする。

(通話記録の保存及び廃棄)

第6条 通話記録の保存期間は、通話録音装置本体内の電磁的記録媒体の記録容量の範囲で当該機器により自動更新されるまでとする。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他管理責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 通話記録は、記録された時の状態で保存し、これを加工してはならない。

3 通話記録は、複製してはならない。ただし、第1条に定める通話録音装置を設置する目的を達成するために管理責任者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

4 通話記録を保存した電磁的記録媒体を廃棄する場合は、破砕その他の通話内容を再現できない方法により行うものとする。

(目的外の利用及び提供の禁止)

第7条 通話記録は、第1条に規定する目的以外のために利用し、又は提供してはならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

(苦情の処理)

第8条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年3月1日から施行する。